

柔道整復療養費の令和6年料金改定（案）

- **柔整療養費の改定率 +0.26%**（診療報酬改定における医科の改定率+0.52%等を踏まえ、政府において決定）

令和6年度料金改定に関する基本的な考え方（案）

- 令和4年度料金改定において引き続き検討とされた課題（明細書交付義務化対象の拡大、患者単位での償還払いを可能とする類型に「長期かつ頻回の受療」を追加）、現下の物価高騰、他産業や医療・介護分野における賃上げの動向、医療DXへの対応（オンライン資格確認が本年4月より開始、12月より義務化）といった課題に対応していくため、所要の料金項目を引き上げるとともに、長期・頻回受療に係る料金の適正化を拡大する。

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

① 明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大等について

- 現行の明細書交付義務化対象施術所について、「明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所」から、「明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所」に拡大する。
- 現行の「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書（別紙様式3）」等を廃止し、明細書交付義務化対象外施術所（明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置していない施術所であって明細書を無償で患者に交付する施術所以外の施術所）が地方厚生（支）局にその旨を届け出ることとする。（新規）

② 交付（交付回数）の拡大等について

- 交付に関する現行規定「患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこと。」を継続する。

③ 明細書発行体制加算の算定回数拡大及び算定額について

- 現行の明細書発行体制加算（月1回に限り、13円を算定可能）について、対象範囲を大幅に拡大すること、初検料の拡充（後述）等を踏まえ、「月1回に限り、10円を算定可能」に改定する。

④ 保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）について

- 令和6年改定においては、明細書交付義務化対象の拡大等に関する議論を踏まえ、保険者単位の償還払いへの変更については実施しないこととする。

※ 1 ①の明細書交付義務化対象施術所の拡大及び届出変更並びに③明細書発行体制加算額の改定については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

1-2. 物価高騰、賃上げ、医療DXへの対応について

①電療料の引上げについて

- 現行、電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につき30円加算の算定が可能。
- 光熱水費の高騰等を踏まえ、電療料について1回当たり3円増額し、「1回につき33円加算」に改定する。

②初検料の引上げについて

- 現行、施療を必要とする場合、初検に際し、初検料として1回につき1520円算定可能。
- 施術所職員の賃上げ、医療DXへの対応を踏まえ、初検料について1回当たり30円増額し、「1回につき1,550円」に改定する。

1-3. 長期・頻回受療に係る料金適正化について

○長期・頻回受療に係る療養費の適正な支給について

- 現行、初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月)から起算して5か月を超える月における長期施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)について、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金の100分の80に相当する額により算定することとしている。
- 今般、2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加への対応(後述)と合わせ、長期施術のうち、1月あたり10回以上の施術を継続している頻回施術については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定することとする。(新規)同時に、長期施術(上記を除く)についても、100分の75に相当する額により算定することとする。
- 所定料金の100分の50に相当する額により算定した患者の頻回施術については、当該施術に係る料金について、長期施術に係る所定料金の100分の75に相当する額により算定した額との差額の範囲内において、患者に対する説明の上、柔道整復療養費の一部負担金の支払いとは別に金額の支払いを受けることができることとする。(新規)

※長期・頻回受療に係る療養費の適正な支給に係る改正等については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局等のシステム整備、準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

- 現行の患者ごとに償還払いに変更できる事例4類型に「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者）」(※)を加える。

(※) 長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温電法料、冷電法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される患者

(参考) 現行4類型の概要

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

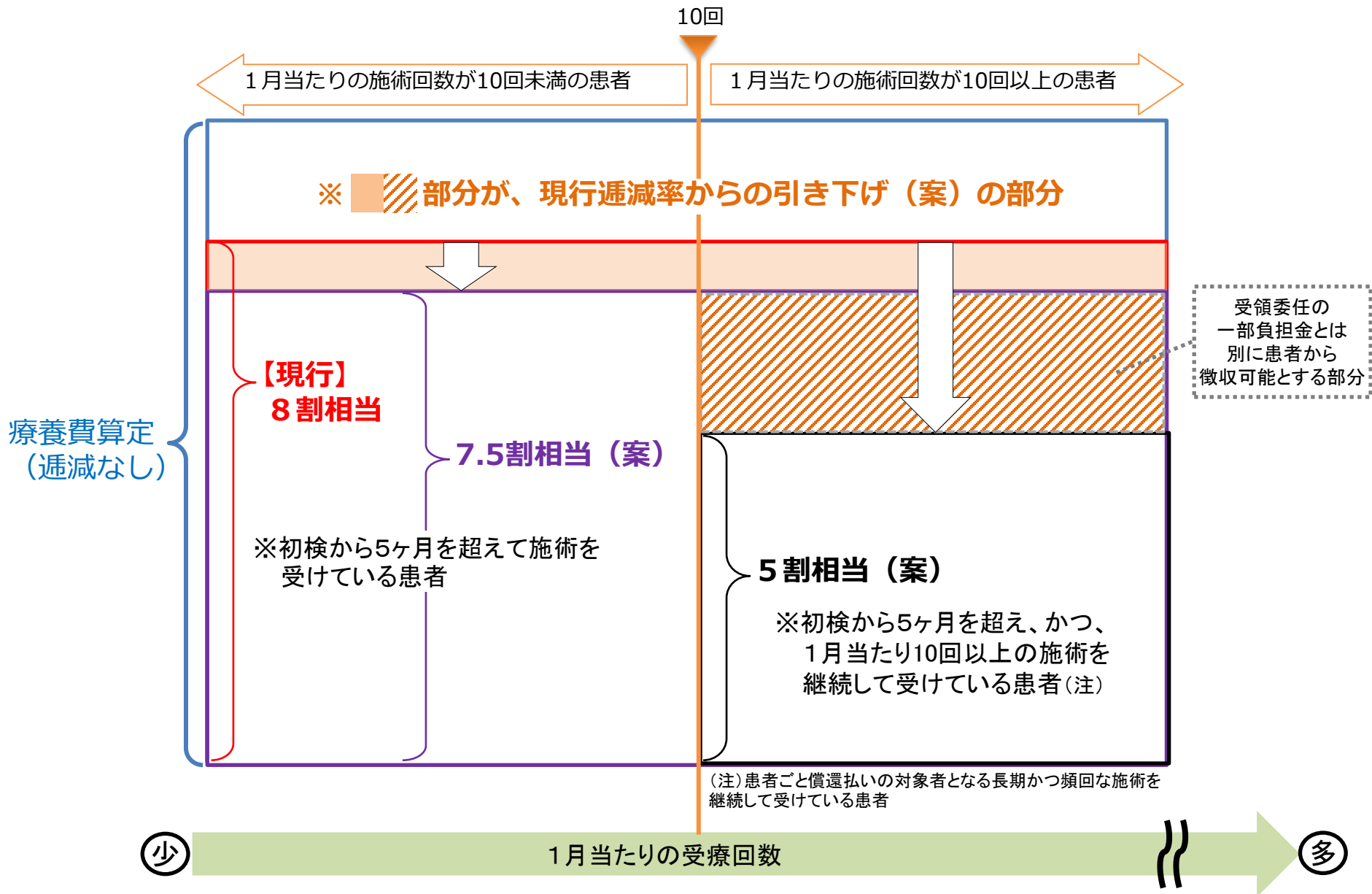
※患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局等のシステム整備、準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

3. 引き続きの検討事項

- 令和6年料金改定における対応を踏まえ、今後、令和8年料金改定の議論に向け、以下の事項について、引き続き検討するとともに必要な対応を実施することとする。
 - 明細書交付義務化対象施術所の範囲を大幅に拡大したことを踏まえ、令和6年度、7年度に施行状況を調査、把握するとともに、更なる対象範囲の拡大及び明細書の交付（交付回数）の拡大等の検討に資するよう、令和6年度改定後の施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査し、令和8年度改定の議論において引き続き検討するとともに、保険者単位の償還払いへの変更についても、引き続き検討すること。
 - 電療料、初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和8年料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握すること。
 - 患者ごとに償還払いに変更できる事例として、長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者を追加したことに伴い、料金改定の動向を含め、その施行状況等について把握した上で必要な対応のあり方に係る検討を行うとともに、いわゆる「部位転がし」が疑われる事例について、調査・分析及び必要な対応のあり方に係る検討を進めること。

柔道整復療養費の料金改定（案）について（令和6年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料（1,520円）→ （1,550円） （時間外、夜間、休日の加算あり） ・初検時相談支援料（100円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料（410円） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料（2,300円）、（4km超2,550円） ・明細書発行体制加算（13円）→ （10円） ※明細書を無償で患者に交付した場合、同月内に1回のみ算定 ※ 令和4年10月から → 令和6年10月から 		
施術の内容や部位数 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料（骨折） （5,500円～11,800円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料（850円） ※3部位以上は60%逡減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・固定料（不全骨折） （3,900円～9,500円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料（720円） ※3部位以上は60%逡減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料（脱臼） （2,600円～9,300円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料（720円） ※3部位以上は60%、<u>5ヶ月超の長期は80%逡減の対象</u> → ※3部位以上は60%、<u>5ヶ月超の長期は75%逡減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%逡減の対象</u> ※令和6年10月から 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施療料（打撲、捻挫） （760円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象 → ※3部位以上は60%、<u>5ヶ月超の長期は75%逡減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%逡減の対象</u> ※令和6年10月から 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷電法料（85円）、温電法料（75円）、電療料（30円）→ （33円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逡減の対象 → ※3部位以上は60%、<u>5ヶ月超の長期は75%逡減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%逡減の対象</u> ※令和6年10月から 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで（1,000円） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折） （320円） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円） 			



長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者案について

- 患者ごと償還払いの対象者となる現行4類型に長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者を加えることとし、その対象範囲については、初検から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者の施術とする。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月~	
1回 ~ 9回				患者照会の長期施術対象患者（初検日から3ヶ月を超える施術を受けている患者）																
						長期施術に係る費用逡減の対象範囲（初検日から5ヶ月を超える施術）														
				患者照会の頻回施術対象患者（1月あたり10~15回の施術を継続して受けている患者）																
	長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者 （初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者）※																			
10回																				
11回																				
12回																				
13回																				
14回																				
15回																				
16回																				
17回																				
18回																				
19回																				
20回 ~																				※長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温電法料、冷電法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される患者

明細書交付義務化対象の拡大等に係る届出等変更案のイメージ

明細書交付義務化対象施術所	施術所区分	地方厚生(支)局への届出理由	届出書名	加算請求の可否	院内掲示	厚労省HP掲載	備考
<p>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所</p> <p>現行</p>	①義務化対象施術所	① 施術所は 義務化対象施術所 であり、明細書を無償交付するため	<p>(別紙様式3) 「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」</p>	請求可	<p>必須 ※明細書は無償で交付の旨を掲示</p>	<p>必須 ※明細書無償交付施術所一覧に掲載</p>	<p>○施行日の属する月の前月に現行届出(別紙様式3及び別紙様式4)を廃止</p> <p>○現行届出の廃止に伴い、厚労省HPへの掲載情報(旧情報)について、施行日以降当分の間は掲載したうえで削除</p>
	②義務化対象外施術所(上記以外)	② 施術所は 義務化対象外施術所 であるが、明細書は無償交付するため					
		②-2 上記「②」の 義務化対象外施術所 が、明細書は無償交付することを取りやめるため	<p>(別紙様式4) 「明細書無償交付の実施とりやめに係る届出書」</p>	請求不可	<p>必須 ※患者から明細書発行を求められた場合の費用徴収の有無及び明細書を有償で交付する場合の料金掲示</p>	<p>必須 ※明細書無償交付取りやめ施術所一覧に掲載</p>	
		③ 施術所は 義務化対象外施術所 であり、明細書は無償交付しない(有償交付も行う)ため	届出不要				



<p>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</p> <p>改正後(案)</p>	①義務化対象施術所	① 施術所は 義務化対象施術所 であり、明細書を無償交付するため	届出不要	請求可	<p>必須 ※明細書は無償で交付の旨を掲示</p>	掲載なし	<p>○令和6年改定後の加算請求については、施行日の属する月の施術分から請求可能</p>
	②義務化対象外施術所(上記以外)	② 施術所は 義務化対象外施術所 であるが、明細書は無償交付するため					
		②-2 上記「②」の 義務化対象外施術所 が、明細書は無償交付することを取りやめるため	<p>(新別紙様式●) 「明細書交付義務化対象外施術所に係る届出書」(仮)</p> <p>※「有償交付実施(左記②-2及び③)」又は「無償交付実施(左記④)」等について、同一届出様式により届出</p>	請求不可	<p>必須 ※患者から明細書発行を求められた場合の費用徴収の有無及び明細書を有償で交付する場合の料金掲示</p>	<p>必須 ※明細書交付義務化対象外施術所一覧(仮)に掲載</p>	<p>○施行日の属する月の前月から義務化対象外施術所である旨の届出(新別紙様式●)及び受付を開始</p> <p>※上記届出を行わず、明細書を有償交付した施術所(無償交付しなかった施術所)は、協定又は取扱規程違反となる</p>
		④上記「②-2」又は「③」により明細書は無償交付していない 義務化対象外施術所 が、新たに明細書の無償交付を開始するため	<p>請求可</p> <p>必須 ※明細書は無償で交付の旨を掲示</p>				

(参考) 主な通知の改正案等

※ 5月中の通知等発出に向けて精査中

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術料金の算定方法（通知）抄
<p>柔道整復の施術に係る療養費の算定基準 （前略） 備考1～8（略） 9. <u>患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分</u>から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、<u>10円を算定</u>する。 （後略）</p>	<p>柔道整復の施術に係る療養費の算定基準 （前略） 備考1～8（略） 9. <u>患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分</u>から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、<u>13円を算定</u>する。 （後略）</p>

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）抄
<p>(9) 明細書発行体制加算 ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合、令和6年10月1日以降</u>の施術分から、算定できるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ <u>「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書無償交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式●（●）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。なお、当該届出を行った明細書無償交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式●（●）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。</u></p> <p>エ 厚生労働省においては、<u>ウの別紙様式●（●）の届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。なお、ウの別紙様式●（●）の届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。</u></p>	<p>(9) 明細書発行体制加算 ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは<u>明細書を無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合、令和4年10月1日以降</u>の施術分から、算定できるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ <u>アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所ではなくなった場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。</u></p> <p>エ 厚生労働省においては、<u>ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p>

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る療養費について（受領委任通知）抄
<p>別添 1 別紙 （領収証及び明細書の交付）</p> <p>20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。</p> <p>また、<u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては</u>、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</p> <p>別添 2 （領収証及び明細書の交付）</p> <p>20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。</p> <p>また、<u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては</u>、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</p>	<p>別添 1 別紙 （領収証及び明細書の交付）</p> <p>20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。</p> <p>また、<u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては</u>、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</p> <p>別添 2 （領収証及び明細書の交付）</p> <p>20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。</p> <p>また、<u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては</u>、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</p>

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る療養費について（保医発0524 3）抄
<p>2 領収証及び明細書の交付について (2) 明細書の交付について ① <u>明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所</u> ア 明細書の無償交付 <u>令和6年10月1日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ 地方厚生（支）局長への届出 <u>削除</u></p> <p>オ 保険者等への情報提供 <u>削除</u></p>	<p>2 領収証及び明細書の交付について (2) 明細書の交付について ① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所</u> ア 明細書の無償交付 <u>令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 (略)</p> <p>ウ 施術所内の掲示 (略)</p> <p>エ 地方厚生（支）局長への届出 <u>「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保医発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ 保険者等への情報提供 <u>厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</u></p>

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る療養費について（保医発0524 3）抄
<p>② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所</p> <p>ア 明細書の無償交付 （略）</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 （略）</p> <p>ウ 施術所内の掲示 （略）</p> <p>エ 地方厚生（支）局長への届出 <u>明細書発行体制加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。</u> <u>ただし、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、別紙様式●により地方厚生（支）局長に届出を行っている施術所については、明細書の無償交付を開始する月（明細書発行体制加算を算定する月）の前月末日までに、同通知の別紙様式●により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ 保険者等への情報提供 厚生労働省においては、エの<u>ただし書きに規定する</u>届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、<u>厚生労働省のホームページ掲載から当該施術所名等を削除する。</u></p>	<p>② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所</p> <p>ア 明細書の無償交付 （略）</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 （略）</p> <p>ウ 施術所内の掲示 （略）</p> <p>エ 地方厚生（支）局長への届出 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の<u>別紙の第5の4の（9）のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</u></p> <p>オ 保険者等への情報提供 厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を<u>無償</u>で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに<u>掲載する。</u></p>

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る療養費について（保医発0524 3）抄
<p>③ ①及び②に該当しない施術所</p> <p>ア 明細書の交付 （略）</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 （略）</p> <p>ウ 施術所内の掲示 （略）</p> <p><u>エ 地方厚生（支）局長への届出</u> 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、明細書を有償で交付する月の前月末日までに、同通知の別紙様式●（●）により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。</p> <p><u>オ 保険者等への情報提供</u> 厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。</p>	<p>③ ①及び②に該当しない施術所</p> <p>ア 明細書の交付 （略）</p> <p>イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式 （略）</p> <p>ウ 施術所内の掲示 （略）</p> <p><u>新規</u></p> <p><u>新規</u></p>

1 - 2. 物価高騰への対応について（主な規定改正案等）

改正案

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. <u>初 検 料</u>	<u>1,550円</u>
2. 初検時相談支援料	100円
3. 往 療 料	2,300円
4. 再 検 料	410円

備考1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は33円を加算する。

2. 以降（略）

現行 柔道整復師の施術料金の算定方法（通知）抄

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. <u>初 検 料</u>	<u>1,520円</u>
2. 初検時相談支援料	100円
3. 往 療 料	2,300円
4. 再 検 料	410円

備考1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は30円を加算する。

2. 以降（略）

1 - 3 . 長期・頻回受療に係る料金適正化について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術料金の算定方法（通知）抄
<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <p>備考1.~3.（略）</p> <p>4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の75に相当する額</u>により算定する。 <u>ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</u></p> <p>5. 同</p> <p>6.~9.（略）</p>	<p>柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準</p> <p>備考1.~3.（略）</p> <p>4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の<u>100分の80に相当する額</u>により算定する。</p> <p>5. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</p> <p>6.~9.（略）</p>

1 - 3 . 長期・頻回受療に係る料金適正化について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）抄
<p>第5 その他の施術料 1～3 （略） 4 その他の事項 （1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>長期・頻回の施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置及び長期・頻回</u>に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとする。こと。 イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。こと。 ウ <u>長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができること。</u> <u>ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものであること。</u> エ <u>患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。こと。</u> オ <u>特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わないこと。</u> カ <u>当該施術を行い、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。</u></p>	<p>第5 その他の施術料 1～3 （略） 4 その他の事項 （1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>長期施術の場合の算定方法</u> ア 長期に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとする。こと。 イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。こと。</p> <p>（5） 長期・多部位の施術の場合の算定方法 （略） （6）～（9） （略）</p>

1 - 3 . 長期・頻回受療に係る料金適正化について（主な規定改正案等）

改正案	現行 柔道整復師の施術に係る療養費について（受領委任通知）抄
<p>別添 1 別紙 （療養費の算定、一部負担金の受領等）</p> <p>19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、算定基準の<u>備考 4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、</u>備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>	<p>別添 1 別紙 （療養費の算定、一部負担金の受領等）</p> <p>19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、算定基準の<u>備考 5.</u>により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>
<p>別添 2 （療養費の算定、一部負担金の受領等）</p> <p>19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、算定基準の<u>備考 4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、</u>備考 5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>	<p>別添 2 （療養費の算定、一部負担金の受領等）</p> <p>19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。</p> <p>なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。</p> <p>ただし、算定基準の<u>備考 5.</u>により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例について（主な規定改正案等）

改正案	柔道整復師の施術に係る療養費について
<p>（保険者等の行う通知・確認等）</p> <p>46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。</p> <p>(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。</p> <p>(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。</p> <p>① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者</p> <p>② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者</p> <p>③ 保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者</p> <p>④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者</p> <p><u>⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4.ただし書に規定する場合に該当する患者）</u></p>	<p>（保険者等の行う通知・確認等）</p> <p>46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。</p> <p>(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。</p> <p>(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。</p> <p>①自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者</p> <p>②自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者</p> <p>③保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者</p> <p>④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者</p> <p>新規</p>

過去の療養費料金改定の改定率について

療養費				〔参考〕診療報酬（医科）	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 1.36%)
平成28年10月	0.28%	0.28%	0.28%	平成28年4月	0.56%
平成30年6月	0.32%	0.32%	0.32%	平成30年4月	0.63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0.88%)
令和2年6月	0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年4月	0.53%
令和4年6月	0.13%	0.13%	0.13%	令和4年4月	0.26%
令和6年6月				令和6年6月	0.52%

◆診療報酬・薬価等改定

令和6年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。（（1）については令和6年6月施行、（2）については令和6年4月施行（ただし、材料価格は令和6年6月施行））

（1）診療報酬 + 0.88%

※1 うち、※2～4を除く改定分 + 0.46%

各科改定率	医科	+ 0.52%
	歯科	+ 0.57%
	調剤	+ 0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円） +0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

（2）薬価等

① 薬価 ▲0.97%

② 材料価格 ▲0.02%

合計 ▲1.00%

※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。（対象：約2,000品目程度）

※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。